

掛川市告示第32号

掛川市ごみ集積所設置等補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

掛川市長 久保田 崇

第2中「自治会が」の次に「区又は小区単位で」を加える。

第3の(2)を次のように改める。

(2) 補助額

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、次のア又はイに掲げる区分に応じ、次のア又はイに定める額を限度とする。

ア ごみ集積所の設置 18万円

イ ごみ集積所の修繕 10万円

様式第2号中

「審査（検査）担当者 氏 名 」を

「審査（検査）担当者 氏 名 ㊟」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。